

死と市民安全の司法化

——香港における検死官裁判所の市民の代弁者としての役割——

黄錦標 + アンドリュー・マクノートン

(訳) 工藤瑞奈



一 序論

中華人民共和国香港特別行政区の司法制度の中で、香港検死官裁判所（死因裁判法廷）はイギリス植民地統治期（一八四一〜一九九七）の遺産である基本法の慣習と法令に即した法的系譜をたどっている。同時に、一九九七年の香港返還以後、検死官裁判所は、香港の政治的・社会的な状態全般に勧告しているといえる。香港が中国に返還されたことで、香港はより中国大陸化しているとの予想があるかもしれないが、それに反し、香港はより独自性を発揮し

ており、香港検死官裁判所もこの政治的・社会的状態に紛れもなく属している。基本法の特定項目を通じて、返還以前の香港の法的・経済的状态とともに検死官裁判所に引き継がれ、検死官裁判所は今ではより独立的な司法権を有しており、以前と比較し、より政治に批判的な市民に対して司法業務を提供している。より広範な民主主義の成立への歩みを政府が踏み出さないことへの欲求不満のせいでも、多くの香港住民が、例えば高等裁判所や上告裁判所に対して市民を代表して説明し干渉するよう要求している。本稿では、香港での、市民の期待を代弁した機関として、最も社会的な関わりがある一方で、香港の法や社会についての研

究においてこれまで調査されておらず、見過ごされてきた機関に検死官裁判所があると考ええる。

検死官裁判所の機能が、変貌する社会をどのように反映しているのかをまず問いたい。特に二〇〇三年から二〇一二年を見ていきたい。この時期が、返還後の一般的な発展に沿って、香港の安定に対する公衆衛生（SARSの流行、自殺、薬物使用の増加）と政治的課題（労働争議、デモ）という最も顕著な問題を含むだろうと考えるからである。この期間、検死官は市民の安全のために躊躇なく意見を発する申立人となり、社会において少数派の人々のための積極的な運動者となるべく、死亡診断という伝統的な司法上の役割を拡大した。

司法制度は非慣習的な役割に至り、新しい機能や補助的な機能を取り入れている。例えば、階級やエスニックアイデンティティ内での交渉 [Comaroff and Comaroff 2006] や調剤安全の権利の付与 [Biehl 2013; Biehl, Amon, Social and Petryna 2012] などである。これらについては、現代社会の傾向に伴い、法律的側面を研究する文化人類学者が注目してきた。Biehl [2013] は、ブラジルの政治制度改革が、新しく設置された健康サービスを権利として利用できるように、政府に対し抗議する裁判所関係者を採用する司法組織を開放した、と主張している。この「生政治の司法化」 [Biehl 2013: 419] は、「現実的な」政策が普及する

べきだった（あるいは、普及できるはずだった）新自由主義的な解決の一種となりつつある。「生政治の司法化」は個別の新しい権限の請求者とともに、裁判所が医療の利用が可能となるような「副次的な基盤」 [Ibid.: 422] を作り出している。検死官の役割では、政治制度や法律の変化は近年なく、訴訟関係者にその権利を割り当てられてもいなければ、「訴訟関係者」さえ存在しない。ただし、香港の場合、検死官裁判所が検死官の本来の役割を越え、今やおおよそ政治的役割を担っている。新自由主義経済の安息地と表現される社会で、香港検死官裁判所によって作られている「副次的な基盤」に、香港市民社会の潜在的なものが存在していると言えるのだろうか。

香港検死官裁判所についての研究論文は、本来の役割とはあまり関係のないコンテキストについて論じたものが一つあるのみであった。『ランセット』誌の一九九〇年に発表された短い論文の中で、ダイアナ・ブラハム (Diana Brahm) は、ある判決についての高等法院の司法審査に対する香港検死官の判断を「あまりにリベラルな手段」であると表現している [Brahm 1990: 559]。この事例においては、検死官裁判所は、例外的に長い死因審問（五週間）を命じて、病院で死に至った標準治療への証言を要求し、医者 の 処置 が 適切 で な かつ た 疑 い が 有 る と 判 断 し た 件 に対 し、司法権を超越したとして高等法院において批判さ

れていた。結局、高等法院は広範な死因審問が適切だとし、検死官側について、ブラハムは結論として次のように述べている。

実際に、十分に長い審問を経れば、過失については疑いが深まるか晴れるだろう。説得力のある証拠が審問から失われつつあると近親者が感じるのであれば、より長期の訴訟と苦痛が伴うであろう。この状況では、検死官の仕事は慎重さを要するものであり、死因審問において真偽のわからない過失が捏造されるべきではな²。 [Brahams 1990: 560]

検死官の行為が、他の司法上の手続きの結果に影響を及ぼす可能性がある点で注目されていると彼は指摘しているが、より広範な視点をもって、検死官の判決における影響について考察されていない。

検死官裁判所の活動を理解するために、その歴史的展開について簡単に説明する。また、コモン・ローの下で、また植民地以降の香港の文脈の下で、二〇〇三年からそれ以後の十年間の香港検死官裁判所が報告した事例について注目していきたい。死亡診断をしながらも、珍しく積極的に起こった住民からの市民の安全への抗議により、検死官裁判所が政治的立場を担うようになり、直接的に企業や政府との論争において住民を代表するようになっていることがわかるだろう。このことが死亡診断と市民の安全の「司法

化」である。そのなかで、裁判官の名において、検死官が市民の不満を集め共有し解消することにより、政府と企業からの市民への対応が促される。まさに、政府や企業といった組織は市民の政治的意志へ対応するように作られていない所以からである。本研究は現在進行中であり、結論よりも将来の共同研究のための調査と見解に一層の方向性を与えることを目的としている。

二 検死官裁判所の歴史的経緯

香港におけるコモン・ローの遺産として、一一九四年の巡察に関する条項 (the Articles of Eyre)² に検死官裁判所について示されているように、一二世紀イングランドにまで遡って、その歴史的系譜を辿ることができる。ラテン語では、最初の検死官裁判所の称号は *custos placitorum coronae* (王国についての嘆願の番人) であった。司法上の職務は、突然死の調査と王国によって指定された特別な任務——例えば、王の判事が巡回でそれぞれの国を訪問するまでの間に司法から王へ生じる経済的な利益についての記録業務など——である。中世では判事は住人への普通税を課す形で存在していたが、中世の検死官は、騎士に対して王の独立財源を収集し、諸侯やシェリフ(州長官)の権限を調査していた。実際は、検死官裁判所の最も初期形態にお

いては、司法権と徴税権は曖昧であった。

検死官の正統性や覇権は、それぞれの国で王の公認も得ながら、選出されることで合理化された。独立した検死官は国の自由民の集会で選ばれた。突然死や変死の場合には、遺体発見者は検死官に知らせる義務が課された。現在でも、独立した死因診断は、イギリスと香港では検死官裁判所が司法行政を自衛する上でも特徴的である。検死官は遺体を埋葬する前に、独自に死因診断を行う司法的義務があった。しかし、検死官の権限はこれらの事例では死因の調査に限定されている。一二一五年のマグナ・カルタの条項「シェリフ、城代、検死官、あるいはその他の朕の執行吏は、朕の王冠訴訟を開廷することができない」¹⁾では、検死官は判決してはならないと記されている。

初期の検死官は神明裁判という非文明的な習慣にも従事していた。彼は王への務めとして、事例の詳細を記録し、押収した財産を保管した。一二七五年にはウェストミンスター憲章で検死官の法的な義務についての定義が成文化された。一三六〇年には治安判事裁判所法 (the Justice of Peace Act) によって、初期治安判事が設けられ、司法における検死官の役割を弱体化させた。一五〇〇年代には、検死官の固有の権限は突然死と変死の調査にまで限定された。一七五一年検死官法 (the Coroner's Act) は、検死官の行う業務に対する報酬と業務の過失による検死官の解任

を規定し、政府官僚から独立した報酬を与えられた判事として、検死官は正式に司法制度の中に組み込まれた。それにより判事としての業務の過失により、無能な検死官の解任が可能となった。

工業化、交通の発達、商業化、都市化、劣悪な環境の工場での労働者への虐待等による社会の複雑さが増すにつれ、法律も制定されるようになった。特に交通の発達に伴い、共通の社会現象として、雇用機会を求めて人々が都市へと移動するようになった。工業都市の人口密度が増加し、より多くの制度による規定が必要となった。一八三六年の出生死亡証明法 (the Birth and Death Registration Act) の施行で、登録官の承認、もしくは検死官の指示がなければ、埋葬は禁じられた。この法令で、検死官は全ての審問での判決を登録官に伝える義務を負うことになった。同年に、検死官は法医学的な側面として、死因調査の実施と鑑定書の提供を医師に要求できる権限を付与された。個人の死と刑事責任とがどのように関連するのかが調査するため、検死官によって関連する公的機関へ事例が割り振られることになった。

一九世紀には、産業革命と都市化の暗い側面が英国社会で見られるようになった。例えば、交通事故の最初の犠牲者であるブリッドゲット・ドリスコール (Bridget Driscoll) 婦人は、一八八六年八月ロンドンのクリスタル・パレスの

入り口付近で自動車に衝突し、死亡したと記録されている。一八八七年の検死官法 (the Coroners Act) とは、このような不自然死の増加への法社会の反応として、個人の死における社会的な問題と法的責任を提起する裁判所として認識される検死官裁判所が発展した。この法律は、パブでの死因診断を禁止することで、司法制度の重要な要素として検死官裁判所の司法上の正当性と覇権を高めた。つまり、検死官裁判所が個人の突然死の真実に関して、検死を行う特権を得たということである。

一九二六年検死官法の施行により、検死官の職務が取り調べに特化された。検死官は、殺人、過失致死、幼児殺害の罪で起訴し、身柄を送検する司法上の権限を保持しつつも、起訴されるべき刑事訴訟が終結するまで、審問を延期することができた。検死官の職務が尋問の形態を取っている点に関して、一九二六年法では、検死官は法学もしくは医学に関する専門的な資格を有する必要があるとの条件が設けられた。コモン・ローの歴史では、まず検死官裁判所の判事の職務が専門化された。一九七七年刑法 (Criminal Act) において、死因を審問する裁判所の司法上の役割を規定し、検死官の職務をより専門化したことは注目に値する。一九七七年刑法によって、犯罪を摘発するという役割が目的に加わり、検死官の罪人を収容する権限を剥奪することで、司法上での分業が図られた。死亡者数が増大し、

検死官裁判所の検死官の数が制約されていることで、検死官が、全ての死亡事例において遺体を検査するという本来の職務が果たせなくなった。一九八〇年検死官法により、この必要がなくなり、作業手続きが円滑化され、検死官裁判所の仕事量が減少した。

コモン・ローの伝統の下、検死官の歴史的な発展について詳細に記述すれば本来の職務が徴税だとわかる。死因の調査は納税者が脱税するために死亡を偽装することを防止する行政的な機能を有していた。一九世紀には工業化と都市化によって都市生活における死亡の原因が複雑化した。この社会現象によって、社会の発展に対応するため、一八八七年検死官法が成文化された。都市における原因不明の死亡が社会の不安定さを引き起こしていた可能性がある。市民は、死亡が社会状態を表す重要な象徴であるのかどうか、政府の支配に疑問を呈したのである。しかし、検死官裁判所の歴史上で最も意義のある発展は、一九二六年検死官法であり、司法制度上で他の裁判所と同等に独立した地位を確立したことである。

三 香港の検死官裁判所

南京条約の条項の下、一八四一年には検死官は香港の司法組織として構成された。しかし、司法組織の簡略化と中

央集権化によるイギリス植民地統治の強化のため、検死官署が廃止され、行政長官に権限を譲渡する法令が一八八八年に通過した。その後、中環、南九龍区の行政長官 (the Central and South Kowloon Magistracy) は、それ以前の検死官の権限を下級判事に委譲し、一九六七年検死官条例 (the Coroners Ordinance) が制定されるまでこのように実施された。この法令では総督が二人の正規検死官を任命した。一九七一年の修正案では、首席裁判官 (the Chief Justice) が、北九龍行政区 (the North Kowloon Magistrate) で週二日勤務する検死官を任命する権限を与えられた。一九八〇年七月には、香港検死官裁判所が独立した司法組織であると公式に承認する検死官条例の修正案 (the Coroners (Amendment) Ordinance) が通過した。このように、検死官は検死官裁判所に事実上昇格したのである。

現在の検死官条例 (十四章) の規定によると、香港検死官裁判所の権限は事故もしくは暴力による死亡、あるいは突然死や香港内での遺体の発見や香港に遺体が搬入された場合など、不審な状況下における死亡についての検査が含まれている³⁾。死亡状態は基本的に、(a)突然死、(b)事故死、(c)変死、(d)不審死、(e)香港で遺体が発見された場合、(f)香港に遺体が搬入された場合に分類される。賠償を要求する民事裁判か、有罪か無罪かを判決するような刑事裁判かを決定する裁判所として規定されている。

拘留中に死亡した際でも、特定の検死官裁判所陪審員の所在に関係なく、審問が行われる。突然死や不審死などの場合でも、そのように審問が行われることは注目すべきである。三人の陪審員は一般的には審問のために組織され、一般的に検死官が評決を下す陪審員を指定する。一般人である陪審員は評決に関する検死官の勧告には従わない可能性があるが、陪審員が検死官に従いながら判決すること、評決についての信頼度が明らかに向上するという理由は、象徴的である。同時に、検死官の評決は個人に罪を帰することはできない⁴⁾。

陪審員と検死官が、個人罪として事件を解決するのではなく、政府、企業、社会レベルで、より構造的な欠陥に目を向けている点は、検死官裁判所の特別な社会的意義を示唆するものである。香港市民の日常生活への意義は、ある程度その作業量に影響している。例えば、二〇一二年の一萬四七二件の死亡のうち、一四二〇件が更なる調査を必要とし、検死官裁判所は一六四件の審問をし、一三八件が陪審員とともに行われた⁵⁾。しかし、(よくあるケースでは) 民事責任、もしくは業務や道義的行為について議論される際に、検死官条例の条項はある重要な制約を明示している。検死官でも陪審員でも市民の民事責任についての問題を疑うような手段で判断してはならない⁶⁾、ということである。しかし、検死官裁判所についての事実認定や報告にお

ける勧告の範囲において、条例の調査では制約規定は見られなかった。検死官が死因審問において勧告するよう要求する条項は全く存在しなかった。しかし、二〇〇三年から二〇一二年の検死官裁判所の年次報告書における勧告の調査をみると、検死官裁判所は、広い行政上の役割を通して公共の利益についての勧告を積極的に行っていると認識されている。

四 検死官裁判所の 政治的代表者としての役割

二〇〇三年から二〇一二年の年次報告書により、検死官裁判所が行った勧告について具体的に見てみると、裁判所は死因の要因を調査し証明するために、法的な義務を越えて四つの役割を担っていることがわかった。四つの役割とは、法律制定者、社会変革者、政策立案者、そして市民との提携者である。市民の安全についての宣伝を通して、検死官は、政府機関や公選職に一般的に関連する代表組織として機能している政府、企業、社会に対する少数派コミュニティの活動に対応している。これらの四つの役割のイデオロギー上の共通点は、検死官が法に準拠し、死亡診断と死亡を証明するという伝統的な職務を越えた、社会的正義と公共の代表者としての責務にある、と我々は考えている。

検死官裁判所の勧告についての研究は、二〇〇三年という香港の近年の歴史上での悲劇的な年から始まっている。二〇〇三年の六八七九件の事故死のうち、三四七二件の死亡が呼吸器の疾患による死亡で、二九九件がSARS（重症急性呼吸器症候群）によるものと認定されたが、一九三一件は検死が無効とされた。検死官は、この不可解で致命的な伝染病の結果について指摘するなかで、香港の医療機関や厚生機関の現場とともにその職務を果たした。二〇〇三年には死亡診断は検死官の平均的な職務範囲を越え、検死官の担う職務の大半となり、死亡審問に対する検死官への照会はSARSの判定に則していた。例えば、屯門医院の二人の医療従事者が病院にできたばかりの新しいSARS棟で、SARSの感染者として犠牲になった際に、彼らの死亡について検死官が審問を依頼されたことは、CDC（アメリカ疾病予防管理センター）のような厚生局を設立している政府に対して論議をもたらし、四月二六日のラウ・ウイン・カイ（Lau Wing Kai）看護士の死と五月三日のツェ・ユン・マン（Tse Yuen Man）医師の死により、四月二九日と五月一三日に検死官へ死亡審問が委託された。五月一二日から一四日に政府委員会が開かれ、感染予防と抑止を調整する新しい衛生防護センター（二〇〇四年六月から始動）を組織するために政府委員会が選出された。死亡診断という伝統的業務の一方で、検死官は、医療従

事者が自己の健康を護る健康システムの能力に関心があり、健康サービスの再建を政府に提案するよう促している。このような検死官が携わる政府主導の努力は一般的ではない。我々が本稿で指摘している検死官の補助的な役割は、検死官の勧告として表現されており、政府には歓迎されておらず、検死官の市民の代表者としての熱意によって動機づけられているという点で最も重要である。

(一) 法律制定者

二〇〇四年から二〇〇五年までの二つの事例は、不十分な法律における本人確認と治療についての検死官の役割を示唆している。最初の事例では、建設現場で竹の足場が崩壊し労働者が死亡したことで、検死官が死因審問を行った。香港の建設現場では長く行われてきたのだが、足場は長い竹竿をロープやビニール製のひもで組み立ててできており、特に雨期や台風の接近期には事故は珍しくない。しかし不運にも、公式な法的手続きに則って、安全が保証されるべきだとする法的措置が取られたことは今まででなかった。

検死官裁判所は建設現場における安全規則を調査し、労働者の安全が危険にさらされている点に関して、法的に欠陥があることを解明した。検死官裁判所は法的な修正案のために、勞工処所長 (Commissioner of Labour) に対して、

公式の勧告を行った。(1) 足場の安全を保証する文書は、建築現場の非登録の非正規労働者ではなく、登録済建築エンジニアが署名しなければならない。(2) 適切な足場は検査を経て正規の性能を有する必要がある。(3) 建築物の外壁に関する業務にあたる際には、全ての建築労働者が十分な命綱を取り付ける必要がある。(4) 崩れた足場は、独立した正規の第三者によって、現場の管理が行われなければならない。この第三者は、建設計画との利害衝突がなく、安全基準を下回っている場合に、専門的な判断に従って解体を終了する権限を有する必要がある。この場合には、検死官裁判所は建設現場の労働者の死の事実を解明するための司法的審問を行うだけでなく、正式な法的統制による、社会変革の可能性を示唆している。

(1) から(4)の勧告を考察すると、検死官裁判所は、作業過程を変えることによって、建築産業の労働概念と実習システムの変革を試みていることがわかる。適切な法的機関による免許制度を設けることで、適性証明を形式化するという法律による管理である。法的規定に対する違反は罰金や禁固による罰則を科される。この場合の最も重要な点は、勞工処所長が検死官の勧告書によって、間接的に職務上の過失を非難されることである。実際に、(1)と(2)の勧告は検死官裁判所の代わりに、勞工処所長によってなされる。

第二の事例では、二〇〇五年に狭い下水管内で勤務中、

有毒ガスによって窒息死者を出した際、勞工処と建設業界とが検死官による再度の法的調停の対象となった。検死官はマンホールや下水管のような限定された空間内での有毒ガスの危険指数を指摘する法的規定が欠如していることに気づいた。検死官は「密閉空間での危機評価」と「密閉空間での業務許可規定」のための法的文書において、有毒ガスについての裁量と内容についての基準を設定する法的基準を早急に導入することを要求した。

登録済の安全管理者あるいはエンジニアは、密閉空間内で日常業務を開始する前に、これらの文書に署名する義務を負う。登録済のエンジニアや安全管理者が認可した密閉空間内での標準労働過程からの逸脱を防止するため、第三者が手続きに沿って業務の遂行を監視する監督者として指名されなければならない。

ここでも同様に、検死官が正式な法改正によって業界の長年の労働慣習を改革し、労働者の安全を確保しようとしている。罰則を規定せずに、文書上で有害ガスのレベルを指摘する法律を制定する要請は、労働者の手順と行動と勞工処の監視制度とを改革する、検死官の試みであった。検死官は、補助的な職務上の監督を要請し、労働者の安全をもたすために労働行動の欠陥を修正し、法の行使を越えることで（政府部署の責任管轄を越えることで）労働慣習における調停と改善が図れると強調する。

(二) 社会改革者

香港における薬物乱用についての統計によると、返還後の二〇〇〇年から二〇〇一年、二〇〇七年から二〇〇八年の二つの時期に顕著に使用者が多いことがわかる。どちらの時期も、若年者（一二歳から一五歳）が向精神薬物（主にケタミン）を服用し、保守的な社会における危機感を増幅させている。一二歳の少女が二〇〇六年七月二六日にエクスタシーとケタミンを組み合わせて服用し旺角の道端で倒れ死亡した際には、月ごとの統計記録では薬物乱用者の二回目のピークには達しておらず、検死官の死因審問を契機に社会改革運動にまで発展した。

この悲劇的な事例では、検死官裁判所は、より多くの人々が香港の若者の間に広がる薬物乱用の流行を自覚するよう勧告を発表した。薬物乱用の致死性に対する若者の意識の低さに気付いたことで、検死官は、関連する政府当局が「脱法ドラッグ」に対する広報活動を行うように要求した。香港政府がケタミン使用の対策をする上での困難は、特に使用者が非局在化した人々であることに起因する。典型的な使用者は二一歳以下で労働階級出身であるが、ケタミン使用は香港で他の違法薬物に見られる公的私的範囲を越えた、より広範な人々の間で発生している [Ladler and Hunt 2008]。検死官の意見では、内容が多様になるよう、

また最も関連するコミュニティが対象になるよう注意しながら、公立学校での短い動画やテレビ番組、パンフレットや広告、あるいは私立学校への提案が、流行を転換し社会的な協力を喚起するための実現可能性の高い効果的な手段であるとのことだった。検死官は、香港警察がクラブ、バー、カラオケ店などの娯楽施設での捜査をより頻繁に行うように要請した。

検死官裁判所は、異なる政府部署間（警察、福祉機関、教育機関など）で共同して捜査を行うだけではなく、その危険性を自覚している社会構成員に支援を申し出ることによって、二〇〇六年から二〇〇七年までの麻薬所持による若年者の逮捕（一九二%増^⑦）が大幅に増えていることがわかる。しかしここ数年間、NGOや保護者会共同での反薬物乱用キャンペーンも増えてきている。検死官の勧告と二〇〇八年以降の若年者のケタミン乱用についての統計上の減少との因果関係について言及することは、我々の研究の範囲と目的を越えている。その代わりに本稿では、個人の不運な犠牲について検死官の死因審問がもたらす、即時的な要素を越えた、社会的改革についての影響の範囲について指摘したい。

検死官は、道義上の犯罪に起因する社会的価値の改革を試みるのと同様に、障碍者コミュニティの構成員について

の住宅支援をも試みている。二〇〇九年に中年の精神障碍者の女性が住宅支援施設で食べ物により窒息し死亡しているのが発見された。検死官は死因審問で、そのような施設の広告と社会福利署（The Social Welfare Department）の看過について異義を唱えた。事故当時、任意登録制度^⑧は、香港の住宅支援施設が福祉施設基準の適性を満たしていることを必要としたが、高齢者福祉施設や障碍者住民のための居住施設での問題は、ニュースや政府討議でもよく知られるようになった。この傾向を抑制するため、検死官は、社会福利署に対し不適切な施設の名前と住所を公開するように勧告した。同様に、任意登録制度に登録されていない施設の名前と住所も同様に公開するように求めた。これにより、不正をしている施設管理者を名指しすることになる。

住民支援という職務上の義務に違反した以外には、この事例において、施設管理者の重大な看過を説明できる他の要因は見受けられない。これらの施設の住民と彼らを補助する家族を消費者として捉えるならば、検死官の行動は、消費者の行動に直接影響を及ぼす手段として、基準以下の施設を管理する力を行使するものである。この事例における検死官裁判所の役割は、社会福祉のための規則を行使する方法に重要な関係があることは明白である。施設に関する二つのリストを市民に提供することで、明らかに、基準以下の施設を市場外に追い出すために、市場の力と道徳的

な社会の圧力を行使する手段である。

社会での支援基準を上げるため、市民との情報共有は検死官裁判所による一般的な手段である。その手段は、改革を促進する目的と明らかに結びついている。三つ目の例では、検死官が政府と多数派社会が支援を行えるように改革する上で、香港の格差社会における少数派コミュニティである家事労働者に注目している。二〇〇八年四月の同じ日に死亡した二人のフィリピン家事労働者を巡る状況は、当時の報告書では、両女性は雇用者の高層マンションから飛び降り自殺したという一点のみが記述されただけであった。五〇歳の女性は北角で一三年間同家族によって雇用され勤務していた。三一歳の女性は香港仔で一年前に働き始めたばかりであった。両事件で、遺書は見つからなかった。経済上の問題が両自殺の動機となったという公的な見解は、確証があるわけではない。しかしながら、香港人三〇万人の主な女性外国人家事労働者（四八％がフィリピン人）の間での雇用に関係する低賃金と借入金という一般的な理解からすると、その推測も間違いではないだろう。

二件の自殺についての死因報告書において、検死官裁判所は、香港の外国人家事労働者への支援が不十分であると指摘した。状況の是正に始まり、検死官は、政府に対し外国人家事労働者が福祉サービスから適切な支援を得、支援のない状態で苦しまないように保障する包括的な制度改正

を行うように要求した。検死官裁判所は、家事労働者の母語言語で書かれた宣伝用のパンフレットを刊行し、入境事務処 (Immigration Department)、職業案内所、領事館、不動産会社などを通して配布するように提案した。加えて、家事労働者がテレビやラジオによって、利用可能なカウゼリングについて情報が得られるべきであり、相互のコミュニケーションと個人の対人能力を強化するために、雇用者と家事労働者の両者に、教育も付与されるべきだとした。

検死官裁判所が政府に対して援助するように要求することは驚くことではない。政府は家事労働者事業の一連の雇用基準についての用意があつたのにもかかわらず、検死官が外国人家事労働者に勧告したようなサービスを個々の政府部署が申し出ることにはなかつた。検死官裁判所はこの事例において、法律を施行することはしなかつたが、少数派コミュニティと確認されるコミュニティに対する支援をすべきとの全体的な義務感を共有できるように遂行した。検死官は、カウゼリングの提供と、雇用者と家事労働者間でのコミュニケーションの改善の必要性に関して、多数派の共通価値に訴えかけた。香港で二人の家事労働者を自殺に駆り立てたような心理的に過酷な状況と無力感に対して、イデオロギー上の信念において、家事労働者とその雇用人の社会的意識に影響を及ぼそうとする検死官の意図である。

雇用者と外国人家事労働者間のコミュニケーションの改善を提案することで、検死官は共通の価値と社会の調和を作り出そうとする意識があることは明らかである。検死官はフリーピン領事館に、自国民を憂慮するようには求めなかった。また、検死官はこれに関して香港の国際的な条約関係上での欠陥を見いださなかったし、家事労働者を輸出する他の国に対しても同様であった。実際には、国際労働機関で家事労働者条約(the Convention on Domestic Workers、家事労働者に対する適切な労働に関する条約)が作成される前の二年間のみであった。香港の司法機関はある程度において、⁽¹⁰⁾進歩的なレベルにある必要性に気付かなければならなかった。むしろ検死官裁判所はこの事例において、香港での少数派コミュニティでの現実的な社会統合を生み出す、社会・文化的機関として理解されうる。

(三) 政策立案者

我々はすでに検討したように、検死官裁判所が政府部署の監視機関として機能し、安全な労働慣習やより思いやりのある社会をもたらすような法的な改革を提案している。この項では、検死官がさまざまな政府機関において、より明白に香港の政策に干渉し、政策を立案する役割を担っている点について検討する。ここでは、(一)で見られたような司法的な関心や(二)での社会に対する非難は含まれない。

二〇〇三年から二〇〇四年の事例では、検死官が、犯罪の多さで評判の悪い「悲劇の町」とも称される香港の近隣地域での家庭内暴力と警察と社会福祉機関の対応への批判を行うにまで至っている。天水圍は、香港新界の北西に位置しており、公営住宅団地が立ち並び、約二六万人(二〇〇四年)の人々が不適切な商業サービスや公的サービスを受けている。住民は地元で働く機会を得られず、運賃が高く、運行便数の少ない路面電車ではどこに通勤するにも難しい。多くの住民は貧しく、香港での支援ネットワーク外にいる中国大陸からの移民である。中国大陸の移民は環境に容易に適合できるような文化的な知識や広東語の能力がないことが多い。この地域ではこれらの問題が複雑に絡み合っている。しかし、二〇〇三年の春には、社会福祉機関や警察が、直接それらの住民との接触に成功しても、仲裁機関では、香港の全土で期待される生活水準にまで上げる効果を得なかった。

キン・シュイン(Kim Shuk-ying)は二〇〇三年一月に五歳と六歳の二人の娘とともに、天水圍の公営住宅団地で香港生まれの夫と暮らすため、中国大陸から香港に到着した。着いて間もなく、キンは失業中の夫からの暴力と子供への虐待をうけ、香港の女性シェルターに通報した。二〇〇三年の二月から三月の間、三度にわたって、キンは政府が運営する社会福祉施設への避難を求めている。三度目

は、福祉官の帰宅しないようにとの忠告はなかったが、自宅を出て交番に立ち寄った。警察は彼女の通報の後に、交番を出ることを許可した。彼女は暴力夫から離れ中国大陸に帰るために、スーツケースを取りにいき、二人の子供を連れてくる計画で帰宅したと考えられている。キンと二人の子供の遺体は、その日の未明に発見された。アパート内で肉切り用の包丁で殺されていた。夫は、警察に通報し彼が暴行を受けたかのように現場について証言した。夫は隣の部屋で腹部に深い傷を負っていた。夫は殺人者として容疑をかけられたが、警察が彼を尋問する前に、彼は自身自身を殺害し、自殺するために自らの傷を作ったことを証言した。

社会福祉官はどうして、キンが虐待される家に帰宅することを予防できなかったのだろうか。なぜ、警察は付き添うこともせず、通報した虐待の犠牲者が交番から離れることを認めたのだろうか。これは検死官裁判所が投げかけた審問の際の問題点である。我々が考察したように、検死官は個々の有罪性よりもシステムの欠陥について注目している。検死官は、警察官が十分に家庭内暴力の対処を訓練されておらず、仲裁を経験していなかったと指摘した。その後、警察の記録では家庭内暴力の事例を適切に管理していなかったことが判明した。検死官裁判所は(1)全面的な調査前に意思決定を下すに足る重要な情報が欠如している可能

性があるならば、現場の警察官が事例を軽視する権利を持つべきではない。(2)警察官の役割は仲裁者の役割とは混同してはならない。(3)家庭内暴力に対処する補助警察官の訓練は、家庭内暴力に精通した行政区の警察官によって行われるべきであると指摘した。

検死官は警察にのみ施策の改正を勧告したのではない。警察に対し家庭内仲裁をしないように勧告したことは、この役割は社会福祉官が担うべきもので、家庭内暴力に対応する専門家としての訓練を通して、社会福祉官を高度専門家にさせるという認識に基づいている。このような理由から、検死官は社会福祉官についての政策を変革するよう求めた。そして、依頼者が緊急事態でも連絡できるような無線呼び出しシステムを設置するように促した。加えて、事件の照会システムに過去の尋問や関連する文書を含めるべきだとした。それによって、新しい事件の担当者が早急に事件の詳細を把握することが可能となる。社会福祉署はNGOの社会福祉官によって同基準のサービスを監視する義務を負うべきであると検死官裁判所は勧告した。また、非政府的な性質にもかかわらず、NGOが事例の進展を監視するために、政府機関にシステムを設置する義務があると検死官裁判所は考えた。

残念ではあるが、検死官の報告によって家族間の虐待や家庭内暴力を抑止できていないわけではない。マスメディア

は天水围における同じような事件を不相応に注目している。福祉サービスに関する政府委員会は以上の事件をうけて、三人の検討委員会を設置した。その委員会は「天水围における家庭支援についての検討委員会」であり、二〇〇四年一月には検死官の助言を反映した意見がいくつか報告されている。例えば、委員会は警察の訓練の強化と警察と社会福祉機関の連携を強化すること、社会福祉事業に関わるNGOからより多くの報告を受けることを望んでいた。政府委員会と検死官の間の協力があつたのかどうか、我々はまだ確認していない。だが、政府が委員会の報告について議論しつづけてもそれについて言及している文書はない。少なくとも家庭支援に関するNGOの一つは、政府の明らかな無対応とそれとは対称的な検死官の意図を賞賛していた。¹¹

市民の安全が実際にどれほど進展したかについて評価することは、現在の我々の研究の範囲を越えている。だが、我々は検死官の報告書の表現から一つの結論を導くことができる。検死官は警察やNGOの効率性を監視する職務がとりわけ課されているわけではない。しかし、この事例では、確かに検死官が行つたのである。検死官は現場の警察官に対して、敏感に処理すべき事件の扱いが未熟であり、家庭内暴力に対応できておらず、その扱いの訓練が欠如している、仲裁者としての役割は非合理的であると指摘する

ことで、新しい施策を提案した。社会福祉署とNGOが法的な責任があると見なされ、その責任を割り当てられているので、警察官は犯罪の処罰業務に集中できる。この事例では検死官裁判所の役割は、取り戻せない命の消失の原因を確認する審問に限定されるのではなく、政策を立案し、公的な監視の範囲にまで至っている。

同年、同地域からの二番目の実例では、中学校での自殺をうけて、検死官がこの政策上の役割を、公立学校での教師と生徒の相互のやり取りにまで適用した。二〇〇三年一月に一五歳の女子学生の遺体が高層マンションの下の一階の天蓋で見つかった。彼女は天水围の公立中学校に二年在籍し、ちょうど四年生になったときに自殺してしまった。新聞の報道では、先月、彼女の女子同級生が恋人と別れた後に自殺して以来、娘がふさぎ込んでいたとの彼女の母親の証言が引用されていた。生徒の教師やカウンセラーによる職務上の過失の兆候が懸念されていた。

香港での自殺率が上がった際に、多くの若者の有望な生命の損失が香港全体で懸念された。四番目の事件のすぐ後に発表された研究によると、香港でのメディアの影響がいくつかの自殺の連鎖と関連していると疑われている。二〇〇三年の香港ポップスのスター、レスリー・チャン (Leslie Cheung) の死のような有名人の事例だけではなく、毎日香港で出版されるメディアの中で時に異様に詳細に描かれ

た三、四件の自殺が多く模倣されている [Leung 2004]。検死官裁判所は学校コミュニティに関心を向け、生徒間、また生徒と教師間でのコミュニケーションの中で懸念される兆候に皆が気付くように助言した。同級生が観察すること、ささいな変化がすぐに学校側に伝えられると助言した。これを促すために、カウンセリングチームのメンバーは正式な資格（この学校の場合には有していなかったが）を有する必要がある。指揮体系の中枢には、校長が社会福祉官と専門家とともに、事例について議論し、改善方針を立てるために、隔週ごとに会議を行うべきであるとした。事例の情報は、改善と追加措置を機能的に監視するために、作成され共有されるべきである。生徒の日常のコミュニケーションを促し、混乱を防ぐためには、クラス担任が生徒の電話番号と住所を記録し、インスタントメッセージやインターネット上のチャットをチャネルとして、業務上でも使用することを検死官は要求した。

この件において生徒は、メモを同級生に書いたり、自身のお別れ写真を友達に配ったり、インスタントネットのチャットメッセージ上で直接先生と話したりすることで、事件の発生まで自殺する意志を伝えていたが、このような兆候は学校関係者や学校の社会福祉官にまでは伝わらなかったと検死官は理解していた。その生徒の教師（学校のカウンセラーであった）と交わされた、インターネット上

のチャットメッセージの過度に親密な語調は、公に共有できないような、教師として適切なやり取りではなかったため、検死官から批判されていた。事例を機能的に共有し、より熟達した職員が必要であると検死官が結論づけたということは、見過ごされている重要な段階である。

香港社会にとつての検死官の役割と意義を研究し始める前、学校運営や、教師とカウンセラーに対する施策を提案する検死官の役割について検討していなかった。この事例には、本稿で挙げている事例の全てにおいて、検死官の市民の安全についての意識がもたれている、同じ基本原理が反映されている。本稿では、検死官が新しい情報システムを用いた定期的な事例の再検討を必要要件とし、専門家が参加する会議や議論を必要とする方針があるとわかった。香港社会の進展のためには、カウンセリング業務が高度に専門化される必要があると検死官が考えていることが、行間から読み取れる。驚いたことに、検死官はインターネットのチャットメッセージの使用をコミュニケーションの手段として推奨しており、教師としての基準で使っている」ことで、世代間格差を乗り越えることができるからと考えていた。

政策の立案についての検死官の監視は、公的機関に——例えば、最初の例のような警察や二番目の例での公立中学

校に——適用されていると見なしてしまわないように、ここで述べる第三と、最後の例は企業に関する政策に干渉する検死官について考察していきたい。この事例は、二度にわたり検死官によって注意されている点でより重要である。検死官の最初の死亡診断に抗議した親族による主張が二度目になされたことによる。

二〇〇七年の初め、杏花邨駅でMTR (Mass Transit Railway) と衝突し、七五歳の老母タオ・ムイ (Tao Mui) が死亡した際、検死官によってまず自殺だと判断された。杏花邨はMTR網の中で、珍しく地上にある駅であり、事故当時、プラットフォームと電車の間にはホームドアもなかった。香港鐵路有限公司は鉄道での自殺を減らすことを一番の目的として、多くの駅でプラットフォームにホームドアを設置していた。二〇〇〇年に設置され始めてから、香港でのホームドアにはその効果があることがわかっていく [Moy 2005; Law et al. 2009]。しかし、線路内への偶発的な侵入の可能性について考慮するよりも、自殺は予防されるべきだとの見方から、そのような評価や論説が始まったことは重要である。タオの家族は駅の危険な構造については指摘せず、当時の彼女の記憶力の低下と彼女がその晩の家族での集まりの前に用事があると伝えていた事実から、彼女が誤って線路をうろついていたと考えていた。家族は最初の死亡診断を撤回し、新たな警察調査によって、

検死官に死因の状況についての再調査をさせることに成功した。

検死官の審問の中で問題となっているのは、駅構内での駅員の行動と駅の安全装置の構造であった。線路内のタオの姿に駅員は気付いていたが、彼女を救助し、彼女の行動を変えるような努力がなかったという新しい批判がある点において、これは重要である。これを理由に検死官裁判所は香港鐵路有限公司に対して、同様の事故の再発防止のために、リスク対策の促進とプラットフォームにある緊急停止ボタンの正しい使用方法について、駅員と電車使用者に指導するように助言した。検死官は常時、駅員を監視台に配置するように提案した。乗客がプラットフォームの黄色い線を越えた場合は、駅員が構内放送を通じて注意するべきであるとした。監視や注意の喚起などの追加的な仕事については、地上駅と高架駅のプラットフォームでの駅員の増員を提案した。

MTRの駅員の仕事量や既存の装置の使い方に着目した検死官の助言は、費用対効果と追加的な仕事を行う職員的能力に配慮した妥協的なものである。この点で重要なのは、検死官が犠牲者や見過ごされている人々、労働階級への支援を一貫して示しているということである。検死官が人員の追加を要求したことで、その助言は施策として現実的に実行されうるし、香港鐵路有限公司は真摯に検死官の

助言を受け止め、提案された施策を実行に移した。ホームドアは今ではMTRの全ての駅のプラットフォームに取り付けられ、放送による注意と緊急停止ボタンによる効果で、事故や意図的にホームへ侵入する事故は減少した。さらに、家族の訴えを聞き留め、事故の原因についての死因診断の再行に同意することで、検死官は犠牲者の家族へ正義感を取り戻しつつ機能的な欠陥を探し、市民の安全の向上を可能とする全面的な調査への道を開いた。

四 市民との提携者

本稿では、報告されている検死官の判決について未考察な点がある。検死官によってなされた助言は市民によって全て認識されているわけではない。まして、政府や企業の政策の具体化を試みる性質があるのではない。そのような補助的かつ高度な政治的行動が含まれるのである。各判決に関心のあるさまざまな団体が、検死官の提示する市民安全における高度な目標を達成するように要求しており、検死官が目標を達成できるよう協力を促している。当然ながら、検死官は死についての状況を調査する際には警察と、法的責任が発見された際はより範囲の広い司法組織と、出頭が要求される際には政府と共同で職務にあたる。しかし、これらの要求される機能を越えて、検死官裁判所はそれを報道する地元メディアのなかで、NGOや犠牲者の支

援者からしばしば賞賛される。報道される賛美は、これらのグループや一般市民の間で、共通の目標を達成しようとする支援を集めている。今度は逆に、検死官を共通の関心を中心に調査を行うように導いている可能性もある。この項では、二つの新たな事例について紹介し、検死官の連携を創り出す役割について詳しく再考していきたい。

第一の事例は、二〇〇六年の検死官裁判所の年次報告書によるもので、香港国立公園での遠足中の私立高校生の死亡への死因審問の結果に現れている。イヴァン・チナン(Ivan Ching-nam) は英皇佐治五世学校(King George V School)の一七歳の生徒であった。この学校は一八九四年に九龍で設立されたインターナショナルスクールである。彼は西貢にある国立公園内の山岳地帯を通って、同級生と教師との付き添いのもと、ハイキングをしていた。他の同級生よりも体重が重く、彼は遅れをとり始めた。その際に、ハイキングを途中で抜けることを拒み、イヴァンはハイキングコースの終点に至る少し前で体調をくずした。携帯が圏外であったため、近くの生徒はすぐに助けを呼ぶことができなかった。少し後で、教師らがなんとかをへりこプターで病院に運んだものの、その晩に死亡した。ハイキングの責任者である教師は熱中症の症状である痙攣や嘔吐に気付かなかった。

香港では熱中症にいたる状況が頻繁にあることから、検

死官の死亡診断の結果は多くの住人にも関係し、特に国立公園や学校の遠足、携帯電話会社の運営まで指導対象となった。検死官と陪審員は、この死は事故であり、必要なら適切な救援があれば、事故自体は完全に防ぐことができたと判断した。第一の措置では、国立公園の管理者は公園内の緊急連絡電話の数を増やすように要求された。携帯電話会社は携帯の通信域を広げるように要求された。

政府は国際的に緊急通報用電話番号である一一二番を認知させようとしていた。一一二番は香港の携帯連絡網が利用不可の際にも、中国大陸の携帯連絡網を通じて使用できるようにになっている。しかし、検死官の主な関心は、課外活動に対する学校の方針と保護者への連絡と、応急手当訓練に関する課外活動の質であった。保護者と教師は課外活動以前に生徒の健康状態について話し合うように奨励され、学校は遠足に参加する教師は通常の研修課程の中で応急処置訓練を受ける必要があることを要求された。

学校間での協力の促進が歓迎される中で、国立公園での遠足中の協力的体制が生徒の安全を保証する社会的な行動として深く定着するよう、検死官裁判所は正式な助言で、三つのコミュニティの社会的関係の枠組みを形成しようとした。香港での中学校や小学校を運営する最終的な機関として、教育統籌局 (Education and Manpower Bureau) は「学校での課外活動の方針」を促進し、学校がその方針を

実行し、応急処置に関する課外活動を設けるように奨励する機関として指名された。教師と参加者が互いに、学校という場で「詳細な」計画を持ち、リスク評価を行い、事故の際によりよい対応ができるような緊急手段を施せるようにするべきだと助言した。このような手段は生徒の課外活動における予想外の事態を軽減することを意図しているが、保護者と教師が協力し、生徒の健康状態について情報を共有し、課外活動に参加できる状態であるか判断するという要求は、潜在的な問題が生じるまでに、それを発見する家族―学校間での相互交流における新しい概念を形成することを目的としていることは明らかである。

この事例において、検死官の検死についての判断に従って、犠牲になった生徒の母親の映像と反応を地元報道機関が取り上げていた。生徒の母親であるウォン・ユクリン (Wong Yuk-ling) の「教育統籌局や政府、議会に対して、事故の反省を生かし、応急処置訓練を受けた教師が遠足を引率することを義務づける法的規定を設けるように主張したい」という発言が用いられていた。彼女は検死での報告を支持し、「この事故が他の学校への警鐘となる」ことを期待すると述べた。目標が限定的であると述べながらも、彼女の検死官への支持が全面的に公開されたことは意義がある。検死官の助言は以下のことだけだった。「教育統籌局が、学校が新しい規定を実行するように「奨励する」。

しかし、従うべき「強制的な」規定は存在しなかった」。その代わりに母親は、政府には施行の実現を、学校にはそのような規定への注意を喚起し、生徒達のためとなる運営を要求している。

この熱中症についての検死官の助言は、個人と学校における利己心を超越する協力と適切な計画を追求していた。我々は、この死因審問の報告書における助言の文面において、法律上の施策についての示唆は見つけられなかった。保護者、学校、教師が公平に生徒の安全に寄与するように求められていた。検死官は学校や教師、法的規定による教育機関に課される特定の法的義務がないにもかかわらず、次世代の生徒を守るために、保護者と現場の教育者を「教育する」目的としての道義的な義務を考えている。また、検死官の役割は政府の実行に対する期待を集める注目の的となっており、その実行を可能にしている。

政府行為を通じて、社会的正義を求める連携体制の支援と構築は(一)から(三)においてもいくつかの事例で関連している観点としても考えられる。完全な法律に先立って調停することをしばしば強調することで、(一)で労働システムに付け加えられた正式な監督の事例のように、検死官の行為は現状によって危険にさらされた市民を代表する役割を担っていると思われる。検死官による判定において、労働者らが望んでいるように検死官が行動しているのかを知る上

で、高職人や解体現場の労働者、下水管工事業の労働者の現場の声が含まれていない点は、当然、我々の研究には致命的な弱点であるといえる。次の報告では、補助的にインタビューでの情報を付け加えようと考えている。

(二)におけるケタミンの脅威、不正のある高齢者介護施設、家事労働者の死についての記述で、検死官裁判所は地元メディアでの報道で「社会における安全の水準を向上するために、市民と情報を共有している」のだと我々は述べた。いくつかの事例に関する報道から、市民と情報を共有しているにもかかわらず、市民には認知されていない多くの判決が存在している。この事実により我々の研究が意義を発揮する可能性がある。つまり、我々がこのことを指摘して初めて、この共有が市民間に発生するということがある。検死官が市民に訴え、あるいは他の団体を代表していく状況だけでなく、市民自身が検死官に訴えていくようになるということだ。例えば、(三)で説明した家庭内暴力の事例では、香港基督教服務処は正式な協力こそ行わなかったが、判決における検死官裁判所の協力的な姿勢を正当に評価しており、政府を非難していた。最初の検死を撤回するよう検死官へ請願したタオ・ムイの家族のように、直接的でありながらも公表されていない検死官への訴えもあるだろう。

この項の第二の事例と最後の事例は、市民が検死官裁判

所に対し他の公的機関と異なった立場を見だし、市民が検死官に訴える例について述べた。大嶼島の愉景湾のある夫婦の下で働いていたフィリピン人家事労働者、ヴィセント・フロアズ (Vicenta Flores) の死は、二〇〇八年検死官

が行動に移すよう、市民が抗議する理由となった。この際に、警察の第一判決は親戚や友人の質問に応えることができなかった。彼女は彼女の雇用者から行方不明と報告されており、寝巻き姿で雇われ先の家から逃亡したのを目撃されてから、四日後に大嶼島の東涌の海辺で溺死しているのを発見された。二〇〇八年八月一日から八月一七日までの『南華早報』の記事では、死についての詳細や犯罪の疑い、早急に検死官へ調査するように警察へ圧力をかける支援者の集会について、八回報道された。フィリピン領事館は検死官が死因診断を開始するように直接促すことで、支援者と共同で圧力を加えた。支援者は「ヴィツキーへ真相の究明を」(Justice for Vicky)と、こう関連グループを組織し、検死官の死因診断を通して、死因の真実が発見されるように、互いに情報を共有し、市民運動を継続するブログを設けた。新聞報道の内容や警察の調査官による事件の表面的な処理について批判した。最終的に死因診断が始まり、陪審員がヴィンセントは自ら命をたつたと判定した際に、判決自体は期待したものではなくとも、ウェブサイトの管理者は検死官の専門家としての公平な仕事に対して感謝の意

を表明した。このことから、事案に干渉し聴取するように検死官へ市民が訴えた日々は無駄ではないとわかる。

他の政府機関が行動できていない部分で、検死官に対し協力的な行動を取るよう要求していることは、研究するに値する結果が生じている。これを例に、検死官と香港政府間の差異を示すとすれば、司法機関と行政機関で構成されると考えられる政府内での市民への説明者としては、検死官は含まれていない。政府自体を定義する際に、我々はしばしば本質的に、均質的で単一なものとして簡単に想像する。しかし、近年の社会人類学者や政治人類学者による定義においてはより複雑化している [Das and Poole 2004; Sharma and Gupta 2006]。これを念頭におくと、保守的で不公平な政府と、慈悲深さと専門性を兼ね揃えつつ市民を代弁する政府(検死官という形態)との比較を前提にしつつ政府を再定義するならば、香港の検死官裁判所の明らかになされた意義について、我々は政府という概念を通して定義しているのだと認識しなければならぬ。実際上、検死官はそれ自体で行動しているのではなく、相互に作用しているか、あるいは政治的に不満を抱える市民とともに、またそれら市民による代議的な役割を通し、相互的な動きをもたらししているのかもしれないと、我々は考えるべきだろう。

五 結論

法律上の現象という狭小な視点からみると、司法機関の機能は、法律に従い、公平に問題を解決することである。検死官法 (Coroner's Ordinance) の規定は検死官裁判所の司法上の役割は死亡の真の原因を審査することであると明示している。つまり、死亡した人に対して司法から公平性を与えることが課されている。我々が本稿で香港の検死官の役割の発展を説明してきたように、法律は検死官に人々の保護と政治的な代弁者として助言を行うための権力を与えたわけでもなければ、そのような義務が検死官に課されていたわけでもない。しかし、ここで挙げた例はまさに検死官が行っていると思われるのだ。より広範囲な視野でみることで、香港検死官裁判所の文脈において、死因の調査と診断が、代議制を問う検死官裁判所の役割について示唆するようになり、また市民の公平性を担保するようになっていると、我々は理解できる。

法律制定者、社会的改革者、政策立案者、市民との提携者の四つの代議的な役割について、香港市民への検死官裁判所の社会的意義を探索するために、実例の説明と分析を通して、本稿では考察した。これらの役割は市民の安全を守るための広範な責務に全て関連する。そのことが、危険

にさらされている市民を代表して検死官が行動しているような印象を強めている。我々の議論における社会的意義について十分に考察するには、本稿で挙げることでできた例以外にも、各判決における参加者と被影響者についてより多くの情報が必要であると認識しており、この不十分さを修正していきたいと考えている。しかし同時に、発生している市民の関心や、これによって示されるこれらの役割における検死官の意義や影響の可能性を考察するための一次資料として、現在公開されている事例の記録、特に地元メディアの中で反映されている公開資料を考察することは妥当である。

これは文献の解釈を基本とした学問ではないが、付加されるべき定性的な情報がなく、我々の考察を補完する文書上の証拠を多く留保している。文献は意義を与えてくれるかもしれない。例えば、チェン (Le Cheng) は司法の判断について資料に基づく理解をめざして、台湾の裁判所と中国大陸の裁判所についての文献と、香港の司法組織についての文献について研究して *Cheng* [2010]。住民陳情についての裁判所の聴取から生じた事例では、検死官裁判所の文言から我々が検討した以上に、積極的な考察や意見が挙げられていた。しかし、チェンは香港の司法の構造における、より重大な複雑性を読み取ることに成功していた。そして、これは検死官について我々が述べた広範な役

割に関連する可能性がある。チェンはコモン・ローの伝統と市民法の伝統との対立の結果を取り上げておらず、中国大陸と台湾の裁判所が「単一な制度上の言葉」を発する一方で、香港裁判所が「市民共同の言葉も制度上の言葉も発する」[Cheng 2010: 297]とどう事実によって、市民の代表としてのより双方向的な関係を有していること、またその可能性が香港における司法全体の局面に存在しうることを示唆している。

裁判官の意図とその影響についての問題意識の原点に戻るならば、司法と政治の双方向についての研究は、法律学者の領域に至る可能性もある。グリフィス(A. G. Griffith)の研究は、公平の虚構性とイギリス人判事間での実務的かつ政治的な役割について説明しており[Griffith 1997]、この点については有用である。グリフィスの主張が正しいとするなら、香港検死官裁判所における判事が伝統的な司法機能に従っていないばかりか、他の民主主義的な機能を担っているということがいえる。グリフィスは、司法機関とは個人間だけではなく政府機関と個人の間で、仲裁者として活動している集団の結果であるとして、その民主的な機能を定義している。したがって、裁判官は行政機関の民主的機能として重要な役割を担っているのである。法の番人であり、政治権力に対抗する個人の保護者としての司法の立場への葛藤についてグリフィスは強調している。香港

では、検死官裁判所についての助言において、このような葛藤がさほど現れていない。個人の生命を保護するために、行政に従事している人々の悪事、怠惰、拙劣な運営にしばしば注目している。この事例では、検死官裁判所の判事や陪審員は政治権力に干渉しているが、一方で干渉が成立するか否かは、現実社会で市民が公平性をどのように認識しているかに大きく依存している。

これによって、我々の研究の初めの疑問に帰着する。検死官の機能と行動は、どのように香港の変貌する社会に影響しているかということである。コモン・ローの発展を通して、社会的勢力によって、検死官の役割の変化やその役割の新たな形態を検討したが、ここで考察した期間で香港が直面している困難により、検死官裁判所が伝統的な役割を拡大するように促している。興味深いことに、歴史上初期の検死官制度に適用される多くの変化が、その当時の社会的状況に起因すると考えられ、本稿での言及は限定しているが、成文化される法として現れている。これは法律上の変化が見られず、検死官も新しい役割に適応しているという点で、香港における検死官の近年の動向についての我々の見方とは根本的に異なる。これによって示されるのは、検死官の役割は明白な政策ではなく「副次的な基盤」を形成することであるのだという主張を補助するものである[Bichi 2013]のたとえ我々は考えている。法律、民間管

理政策、あるいは社会的行動の変化における干渉機能において、香港の市民を代表する可能性の中で、検死官は空白を埋めている。この死と市民の安全の司法化は、検死官が香港やその政治における実情にとって社会的意義をもたらしているといえよう。またその社会的意義は市民社会における新しい動向についての近年の議論とも関わる。本研究をもとに、以降の研究では検死官の役割についてのより詳細な説明と分析をしていきたい。皆様の御叱正、御批判をいただければ幸いです。

原注

- 〈1〉 香港の社会文化的アイデンティティは香港の現地生活における中国大陸の影響が鮮明になるにつれ、近年社会学者の関心の的となっている。例えば、香港大学の世論調査により、香港返還以後、香港における香港人と中国人のアイデンティティの溝は広がっていることが判明した。Chan [2002] では、教育政策における影響が、Fung [2004] ではこのアイデンティティの双方向性が指摘されている。Shen [2014] では香港と大陸中国の文化的境界が明らかに消失しないことについて考察している。
- 〈2〉 Dorries [2004: 2].
- 〈3〉 Department of Justice of Hong Kong Special Administrative Region Government [2004], *The Legal System in Hong*

Kong, Hong Kong: Government Logistics Department of HKSAR Government, p. 29.

〈4〉 Fisher [2010: 89, 171].

〈5〉 Coroner's Court [2013], *Coroners' Report 2012*. Hong Kong: Hong Kong Judiciary, p. 19, 28.

〈6〉 Section 44 (1) of the Coroner's Ordinance.

〈7〉 Hong Kong Monthly Digest of Statistics, October 2009, accessed online February 4, 2014 at <http://www.statistics.gov.hk/pub/B70910FC2009XXXXXB0100.pdf> see Table 5.

〈8〉 The Residential Care Homes (Persons with Disabilities) Ordinance came into law, ending the voluntary scheme, in 2011.

〈9〉 香港の家事労働者の生活状況、労働状況の詳細については 'Constable [1997] と Chang and Ling [2000] を参照。

〈10〉 二〇一二年以後、フィリピンはこの条約を施行しているが、香港（と中華人民共和国）は未だ批准していない。

〈11〉 "Lessons Learnt from Tin Shui Wai Tragedy," in *Christian Service News*, Issue 49 (2005). Hong Kong Christian Service, accessed online February 7, 2014 at <http://www.hks.org/enews/e049/e4902010.htm>. この記事はポリリー・フー (Polly Hui) のレポートと比較できる。ポリリーは政府委員会の報告書への政府の対応の遅さについて記述している。"Welfare chief under fire over Tin Shui Wai," in *the South China Morning Post*, November 23, 2004, accessed online February 7, 2014 at <http://www.scmp.com/article/479261/welfare-chief-under-fire-over-tin-shui-wai>.

- <2> Tommy Lewis titled “Fourth student at Tin Shui Wai school commits suicide,” in *the South China Morning Post*, November 12, 2004, accessed online February 7, 2014 at <http://www.scmp.com/article/434388/fourth-student-tin-shui-wai-school-commits-suicide>.
- <3> Wu [2006, November 17] 吳志華。
- <4> Wu [2006, November 17].

参考文献

- Biehl, João 2013 “The Judicialization of Biopolitics: Claiming the Right to Pharmaceuticals in Brazilian Courts,” *American Ethnologist*, Vol. 40, No. 3, pp. 419–436.
- Biehl, João, Joseph J. Amon, Mariana P. Social, and Adriana Petryna 2012 “Between the Court and the Clinic: Lawsuits for Medicines and the Right to Health in Brazil,” *Health and Human Rights*, Vol. 14, No. 1, pp. 1–17.
- Brahams, Diana 1990 “Coroners and Allegations of Lack of Care, U.K. and Hong Kong,” *The Lancet*, Vol. 336, September 1, pp. 559–560.
- Chan, Elaine 2002 “Beyond Pedagogy: Language and Identity in Post-colonial Hong Kong,” *British Journal of Sociology of Education*, Vol. 23, No. 2, pp. 271–285.
- Chang, Kimberly, A. and L. H. M. Ling 2000 “Globalization and its Intimate Other: Filipina Domestic Workers in Hong

Kong,” *Gender and Global Restructuring: Sightings, Sights, and Resistances*, ed. Marchand and Runyan, NY & Oxon: Routledge, pp. 27–43.

- Cheng, Le 2010 “Discourse and Judicial Thinking: A Corpus-based Study of Court Judgments in Hong Kong, Taiwan and Mainland China.” A Ph.D. thesis abstract, *The International Journal of Speech, Language and the Law*, Vol. 17, No. 2, pp. 295–298.
- Comaroff, Jean and John L. Comaroff 2006 *Law and Disorder in the Pastoralogy*. Chicago: University of Chicago Press.
- Constable, Nicole 1997 *Maid to Order in Hong Kong*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Das, Veena and Deborah Poole eds. 2004 *Anthropology in the Margins of the State*. Santa Fe: School of American Research Press.
- Dorries, Christopher 2004 *Coroners’ Courts: A Guide to Law and Practice*. Oxford: Oxford University Press.
- Fisher, Michael J. 2010 *The Legal System of Hong Kong*. Hong Kong: Blue Dragon.
- Fung, Anthony 2004 “Postcolonial Hong Kong Identity: Hybridising the Local and the National,” *Social Identities: Journal for the Study of Race, Nation and Culture*, Vol. 10, No. 3, pp. 399–414.
- Griffith, J. A. G. 1997 *The Politics of the Judiciary*. 5th ed. London: Fontana Press.

- Laidler, Karen Joe and Geoffrey Hunt 2008 “Sit Down to Float,” *Addiction Research and Theory*, June 1, Vo. 16, No. 3, pp. 259–271.
- Law, C. K., P. S. F. Yip, W. S. C. Lam, K. W. Fu, P. W. C. Wong and Y. W. Law 2009 “Evaluating the Effectiveness of Barrier Installation for Preventing Railway Suicides in Hong Kong,” *Journal of Affective Disorders*, Vol. 114, Issues 1–3 (April), pp. 254–262.
- Leung, Tin-wai 2004 *Suicide and the Media: Recommendations on Suicide Reporting for Media Professionals*. Hong Kong: The Hong Kong Jockey Club Centre for Suicide Research and Prevention, The University of Hong Kong.
- Moy, Patsy 2005 “Screen doors reduce MTR fatalities.” South China Morning Post, January 9, 2005 online edition, accessed February 8, 2014 at <http://www.scmp.com/article/484852/screen-doors-reduce-mtr-fatalities>.
- Sharma, A. and A. Gupta eds. 2006 *The Anthropology of the State: A Reader*. Oxford: Blackwell Publishing.
- Shen, Jianfa 2014 “Not Quite a Twin City: Cross-boundary Integration in Hong Kong and Shenzhen,” *Habitat International*, Vol. 42 (April), pp. 138–146.
- Wesley-Smith, P. 1998 *An Introduction to the Hong Kong Legal System*. Hong Kong: Oxford University Press.
- Wu, Helen 2006 “Mum hopes schools will learn from son’s death.” South China Morning Post, November 17, 2006 online

edition, accessed February 11, 2014 at <http://www.scmp.com/node/571829>.

訳注

- (一) W・S・マッケクニ『マグナ・カルタ——イギリス封建制度の法と歴史』禿氏好文訳、ミネルヴァ書房、一九九九年を参照した。